

ID: 68

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	利用中止命令		
例規名 根拠条項	村田町立学校施設の開放に関する規則 第8条		
例規番号	昭和58年教育委員会規則第1号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (利用の中止)</p> <p>第8条 教育委員会は、この規則に従わない利用者に対して利用の中止を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日